

## 福祉のイメージアップ委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉人材の確保・定着等を図るため、福祉のイメージアップを主とした提案・企画を行うとともに、福祉現場の課題の洗い出しを行い、県の施策へ反映させることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 福祉のイメージアップ委員会（以下「委員会」という。）は、次の事項を所掌する。

- (1) 福祉の仕事のイメージアップを主とした提案・企画に関する事
- (2) 福祉現場の課題に関する事
- (3) その他県施策に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は岐阜県健康福祉部地域福祉課長（以下「地域福祉課長」という。）が招集する。

- 2 地域福祉課長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

### (任期)

第5条 委員会の委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、岐阜県健康福祉部地域福祉課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、地域福祉課長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。